



令和4年2月25日（金）  
国土交通省 関東地方整備局  
建 政 部

## 記者発表資料

### 指定確認検査機関等の処分について

関東地方整備局長指定確認検査機関に対する監督命令及び  
建築基準適合判定資格者に対する業務禁止の処分を行いました。

本日（2月25日）、関東地方整備局長指定確認検査機関の確認検査の業務に従事する確認検査員（建築基準適合判定資格者）が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、確認検査の業務の公正かつ的確な実施を確保するため、当該指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いましたので、お知らせします。

また、当該不適当な行為をした建築基準適合判定資格者に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、併せてお知らせします。

詳細は別紙のとおりです。

#### ※指定確認検査機関

建築基準法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建築安全課  
建築安全課長 西村 研二  
建設専門官 高橋 亮広  
TEL048-601-3151（内線：6681、6682）  
FAX048-600-1392

## 【処分内容】

## 1. ユーディーアイ確認検査株式会社(関東地方整備局長指定第7号)

処分日 令和4年2月25日

処分内容 監督命令

確認検査の業務に従事する確認検査員(建築基準適合判定資格者)が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な審査を再発させないよう、以下の(1)及び(2)それぞれについて、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和4年3月31日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

## 【処分事由の概要】

- (1) 千葉県内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により都市計画法(昭和43年法律第100号)第41条第2項の規定に違反する設計(本件建築物は開発許可を受けた開発区域内にあり、同法同条第1項の規定により、建築物の壁面の位置に関して、外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は1メートル以上と指定されていたにもかかわらず、これに適合しないこと)を見逃ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。
- (2) 神奈川県内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により建築基準法(昭和25年法律第201号。以下、「法」という。)第54条第1項の規定に違反する設計(本件建築物の敷地は第一種低層住居専用地域にあり、川崎都市計画用途地域の決定(昭和48年県告示第1022号)において建築物の外壁の後退距離は道路側を除く敷地境界から1メートルと定められているにもかかわらず、これに適合しないこと)を見逃ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

## 関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)の処分

### ①処分事由の概要(1)関連

処分日 令和4年2月25日

資格者名 関根 健太郎(登録番号:第3001032号)

処分内容 業務禁止10日(令和4年3月15日から令和4年3月24日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

### ②処分事由の概要(2)関連

処分日 令和4年2月25日

資格者名 佐竹 龍郎(登録番号:第3001601号)

処分内容 業務禁止10日(令和4年3月15日から令和4年3月24日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

## 2. 株式会社神奈川建築確認検査機関(関東地方整備局長指定第4号)

処分日 令和4年2月25日

処分内容 監督命令

指定確認検査機関として交付した確認済証が、法第6条の2第6項の規定に基づく通知を受けて失効したことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和4年3月31日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

### 【処分事由の概要】

東京都内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第31条第1項の規定に違反する設計を見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付し、令和2年3月26日付けで東京都多摩建築指導事務所長から、法第6条の2第6項の規定による適合しないと認める旨の通知を受け、当該確認済証が失効した。

関連する建築基準適合判定資格者の処分

処 分 日 令和4年2月 25 日

資格者名 富澤 雅行(登録番号:第 3001363 号)

処分内容 業務禁止 20 日(令和4年3月 15 日から令和4年4月3日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。